

中小企業経営の 承継実態について

平成18年10月に中小企業庁が日商等を通じて実施した中小企業者アンケートの結果が公表されています。

1. 概要

経営者が想定する後継者としては、子息・子女が依然として多く全体の73.3%となっています。経営者の有する事業用資産の平均額は、約1.13億円（株式会社に限れば約1.60億円）で、平均では個人財産全体の約65.7%（同68.1%）を占めており、個人財産に占める事業用資産の比率が8割を超えている者が26.4%、6割を超えている者が49.9%存在することが明らかになりました。

2. 事業用の資産の内訳

土地・株式の比率がほとんどを占め、事業用資産6割超8割以下の場合、株式の割合は

51.7%（同67.0%）を占めています。

3. 相続税について

63.5%の経営者が何らかの負担が生じると予想し、中でも5千万円超の負担が生じると予想している経営者が11.2%（同17.9%）います。なお、子二人が相続する場合には、相続財産が2.8億円の時相続税額が5千万円となります。

4. 相続税負担の原資

株式等事業用資産の売却または物納を考えている経営者が18.7%（同21.0%）存在しており、また、現時点の資産構成及び予想相続税負担額を客観的に見た場合、予想される相続税負担の額が現金・預金等の金融資産総額を上回っている経営者が19.0%（同25.9%）存在することが分かりました。

5. 結果

以上から、このアンケートにより後継者への事業用資産の集中的承継に直接影響が生じるケースが全体の2割程度は存在し、株式会社の経営者への影響が相対的に大きいことが明らかとなりました。

ナマの税務相談室

Q

母が私の店舗(酒屋)の敷地100㎡を所有しています。私は母の自宅、私も同居している敷地150㎡を所有しています。この

親族間の交換 やめたらどう！

二つの敷地を母の要望で交換したいのですが、税金のかからない交換特例の適用はありますか。

A

二つの土地の取得原因と、Wさんなりの二つの土地の時価を教えてください。

Q

母所有の店舗敷地は時価8,000万円、路線価6,400万円、私所有の自宅敷地は時価6,000万円、路線価4,800万円です。二つの土地は10年前死亡した父から相続した土地です。

A

成程、相続した土地を共同推定相続人間で交換したいという例は、かなりあります。この場合、交換特例の適用の外、贈与税の問題もあります。Wさんの質問に水をさすようですが、その交換は保留してはどうでしょう。不謹慎ですが、ずっと保留のままで、母上の相続がある時まで待ってください。あなたはその時80

%減額の小規模宅地の特例が適用されるチャンスがあるからです。

Q

先生、二つの土地の時価差額8,000万円－

6,000万円＝2,000万円は8,000万円の20%を超えているので、交換特例の適用がないということです。分かりました。贈与税がかかるとは初耳です。説明して下さい。

A

二人の交換は親族間の取引で、この場合、通常取引価額差額に相当する2,000万円に贈与税がかかることになっています。路線価差額ではありません。

Q

成程、取りやめたらどう！というご意見傾聴に値します。母は自宅の敷地の所有者になりたいという願望があるのです。交換特例不適用の場合の譲渡所得税は覚悟の上でした。

A

そうですね。しかし、私の提言を是非参考にして下さい。

[参考] 所法58 相法7、9

ナマの税務相談室